

令和8年度エネルギー・温暖化対策 関係省庁概算要求等の説明会

「地域脱炭素実現に向けた 具体施策実装支援事業」

環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室

1. 地域脱炭素実現に向けた再エネ導入に関する政策的背景

地域脱炭素（地域GX）の意義

- 2050年ネット・ゼロ、2030年度46%削減の実現には、**地域・暮らしに密着した地方公共団体が主導する地域脱炭素**の取組が極めて重要。
- 地域特性に応じた**地域脱炭素の取組**は、エネルギー価格高騰への対応に資するほか、未利用資源を活用した**産業振興**や非常時のエネルギー確保による**防災力強化**、地域エネルギー収支（経済収支）の改善等、**様々な地域課題の解決**にも貢献し、**地方創生**に資する。

地域特性に応じた
再エネポテンシャル

- ・豊富な日照
→太陽光発電
- ・良好な風況
→風力発電
- ・間伐材や端材
- ・畜産廃棄物
→バイオマス発電
- ・荒廃農地
→営農型太陽光
- ・豊富な水資源
→小水力発電
- ・火山、温泉
→地熱発電、
バイナリー発電

地域経済活性化・地域課題の解決

企業誘致・地場産業振興

- 大規模な電力需要施設であるデータセンター、半導体企業等の誘致
- 太陽光発電や風力発電などの関連地域産業の育成
- 循環型産業（太陽光パネルリサイクル産業等）の育成

農林水産業振興

- 営農型太陽光発電収入やエネルギーコスト削減による経営基盤の安定・改善
- 畜産バイオマス発電収入や畜産廃棄物コスト削減による経営基盤の安定・改善
- 林業の新たなサプライチェーン・雇用の創出

観光振興

- 観光地のブランド力向上、インバウンド強化

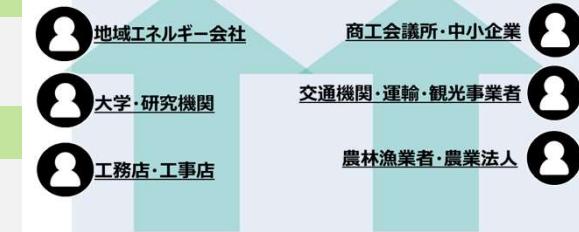
防災力・レジリエンス強化

- 避難所等への太陽光・蓄電池の設置によるブラックアウトへの対応
- 自営線マイクログリッド等による面的レジリエンスの向上・エネルギー効率利用

再エネの売電収益による地域課題解決

- 地域エネルギー会社等が再エネ導入等により得た利益の一部を還元し、地域課題解決に活用
 - ・地域公共交通の維持確保
 - ・少子化対策への活用
 - ・地域の伝統文化の維持に対する支援 等

産官学金労言



1. 地域脱炭素実現に向けた再エネ導入に関する政策的背景

本事業のポイント

- 地域脱炭素の実現に向けては、**地方公共団体が主導**となり、**目標や計画の策定にとどまらず、具体的な脱炭素施策の実施を推進**していく必要がある。
- 本事業において、**地方公共団体自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策の検討・実施、地域共生・地域裨益型の再エネの導入、地域中核人材の活用・育成・連携**を支援することとしており、地方公共団体及び地域関係者のみなさまには積極的にご活用いただきたい。

地域における脱炭素のメリットの出し方は多種多様

石川県珠洲市の太陽光パネル・蓄電池

(震災時の行政機能維持)



写真提供：珠洲市



エネルギー自立

「山口県産 省・創蓄エネ関連設備登録制度」

を活用し設置された地中熱利用設備



産業創出

京都府宮津市の由良第一太陽光発電所

手つかずの遊休地を整備しイノシシ害対策に



獣害対策

ローカルグッド創成支援機構

稻垣憲治事務局長 プレゼン資料より

(写真：オムロンフィールドエンジニアリングHP)

北海道下川町（子育て支援 + 不妊治療補助）



人口減少対策（+地元林業振興）

山梨県ZEH等支援制度（新築の例）

やまなし KAITEKI 住宅	必須	すべての世帯
【要件】 ①長期優良住宅（R7.4.1以降新築基準）であること ②断熱等性能等級 6 以上 ③相当隙間面積1.0cm/m ² 以下	20万円	
さらに		
子育て世帯等※<加算額>	20万円	

やまなし KAITEKI 住宅／ZERO	すべての世帯
【要件】 ①一次エネ削減率 35%以上(再エネ除く) ②一次エネ削減率100%以上(再エネ含む)	20万円
+	
やまなし KAITEKI 住宅／FORET	すべての世帯
県産木材 使用量による区分 (いずれか)	
10m ³ 以上かつ 50%以上	40万円
7.5m ³ 以上かつ 40%以上	30万円
5m ³ 以上かつ 30%以上	20万円

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度要求額 2,000百万円（新規）】

「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

（1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（2）地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

- ①風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援
- ②地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

■事業形態 (1)①(2)① 間接補助事業（定率、上限設定あり）
(1)②③(2)②(3) 委託事業

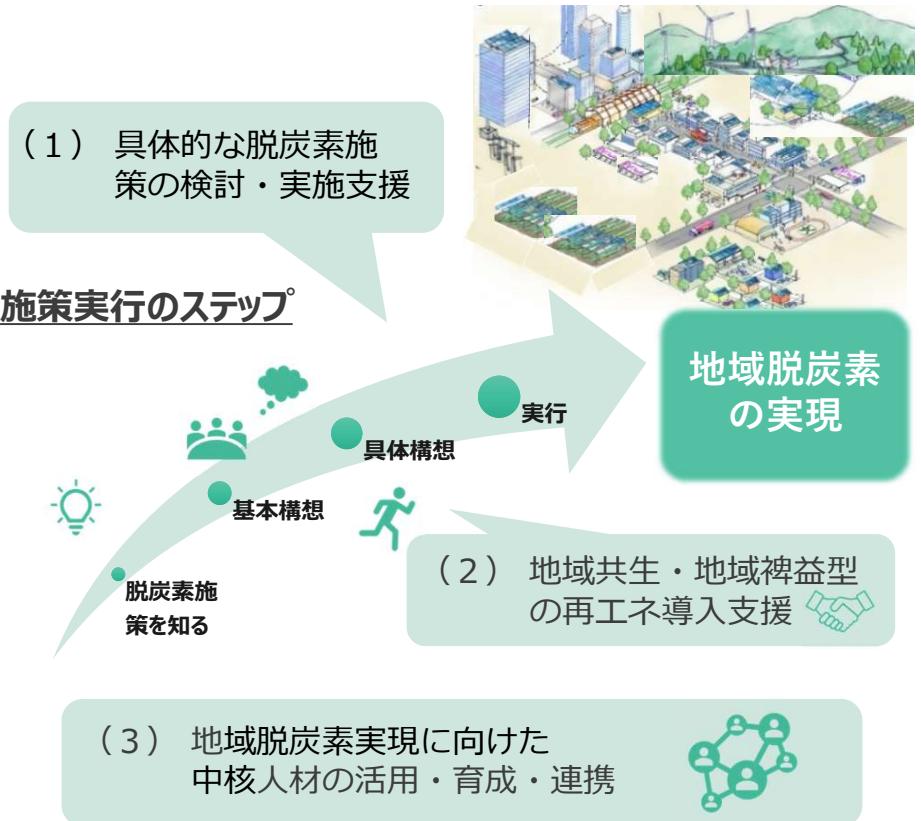
■補助・委託 (1)① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） (2)① 地方公共団体
(1)②③、(2)②、(3) 民間事業者・団体等

■実施期間 令和8年度～令和12年度

お問い合わせ先：

(1) (2) 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109
(3) 環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

4. 事業イメージ



地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共に連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

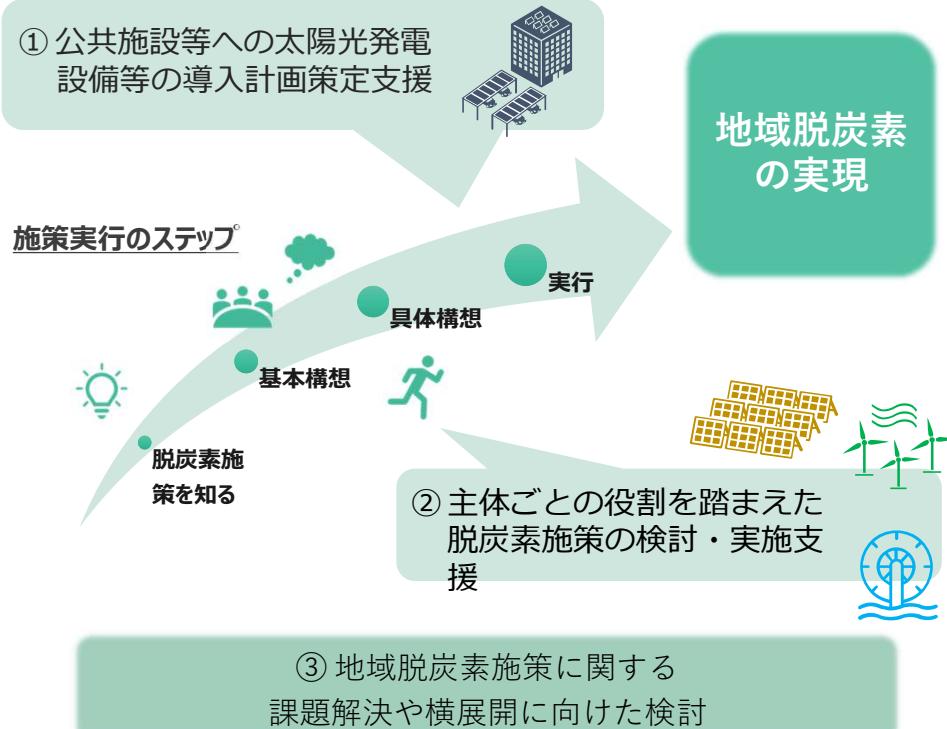
3. 事業スキーム

■事業形態 ① 間接補助 1／2 (上限1,000万円) ②③ 委託事業

■補助・委託 ① 民間事業者・団体等 (ただし地方公共団体との共同実施に限る) ②③民間事業者・団体等

■実施期間 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

すべての地方公共団体において求められる取組～「宣言」から「実行」へ～

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、**地方公共団体実行計画（事務事業編）**を策定し、かつ、**政府実行計画に準じた取組を行う**ことが求められている。
- 政府実行計画では、**2030年度までに温室効果ガス50%削減**（2013年度比）の目標に加え、**今般の改訂において2035年度に65%削減・2040年度に79%削減**（それぞれ同年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて以下の取組を記載。（現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定）
※地方公共団体実行計画(事務事業編)において、廃棄物処理事業・上下水道事業についても目標設定、取組の推進が求められる。

政府実行計画（令和7年2月18日改訂・閣議決定）に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上**に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%**設置。また、**ペロブスカイト太陽電池**を率先導入する。



ペロブスカイト太陽電池のイメージ

新築建築物

2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能**を目指す、また、**既存建築物について省エネ対策を徹底**する。

※ ZEB Oriented : 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新については**2022年度以降全て電動車**とし、ストック（使用する公用車全体）でも**2030年度までに全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を再生可能エネルギー電力とする。以降、**2040年度には調達電力の80%以上**を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。

GX製品

市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達**する。

※GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

①公共施設等への太陽光発電等の導入計画策定支援

- 本事業では、民間事業者・団体等との協働による設備設置予定建築物や周辺環境等の確認のための現地調査、発電電力の使用及び事業採算等に関する調査・検討等を踏まえた再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援することで、事業採算性の重視により地方公共団体の公共施設等における最大限の再エネ設備の導入を図る。

<太陽光発電設備等の導入フロー>



<導入可能性調査の具体例>

- ・設備設置予定建築物や周辺環境等の確認のための現地調査
- ・発電電力の使用及び事業採算等に関する調査・検討

調査対象施設全体の再生可能エネルギー導入計画の策定

<公共施設等における再エネ設備の導入事例>



武道館における太陽光発電設備設置（福知山市）



市庁舎駐車場におけるソーラーカーポート（宮古島市）

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共に・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

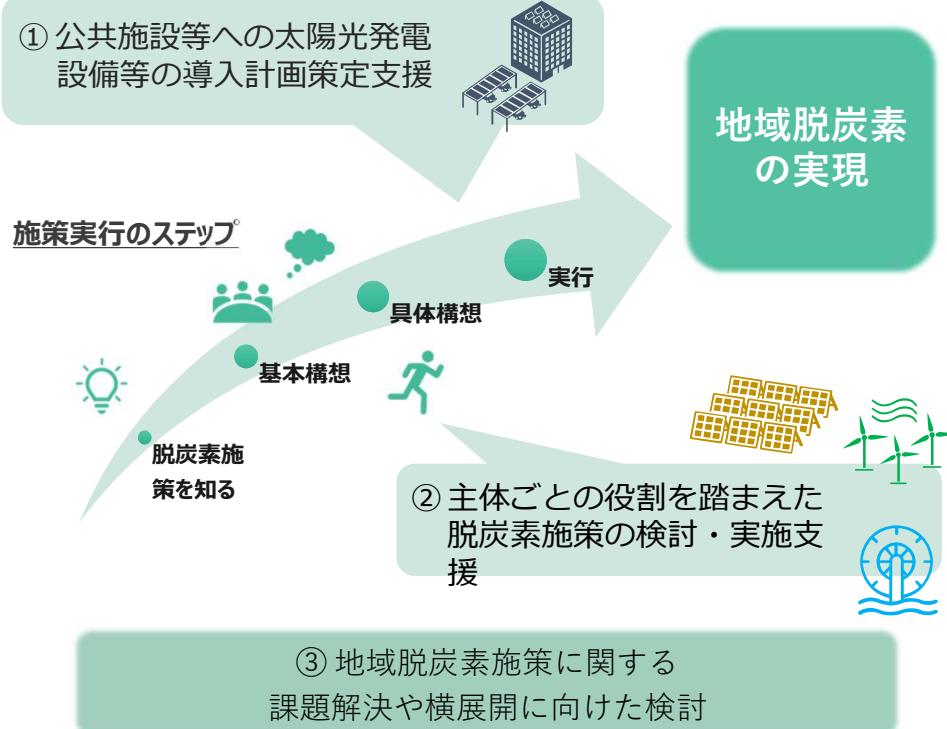
3. 事業スキーム

■事業形態 ① 間接補助 1／2 (上限1,000万円) ②③ 委託事業

■補助・委託 ① 民間事業者・団体等 (ただし地方公共団体との共同実施に限る) ②③民間事業者・団体等

■実施期間 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



(1) 具体的な事業の実施検討・実施支援

(2) 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援（伴走支援）

- 都道府県等における、地域脱炭素施策の検討や実施体制の構築及び事業の基本的な設計に関する伴走支援等を行う。
- 具体的な施策検討を行うことを伴走支援の要件とする（検討中）。例えば、地域エネルギー会社との連携による再エネの地産地消、地域金融機関との連携等による中小企業の脱炭素化支援などが検討項目として想定される。
- 地球温暖化対策計画を踏まえ、都道府県が、当該都道府県の区域施策編に基づき、必要に応じて管内の市町村とも連携しながら、域内の市町村における脱炭素施策を実施することを基本とする。

本事業による脱炭素施策の実行フロー



- 都道府県に対して、管内の市町村（特に小規模な自治体を想定）の脱炭素化（設備更新による省エネ化、EV・LEDの導入、建築物の高断熱化等の初步的なものを主に想定）について、都道府県が実施主体となることを直接営業
- 管内市町村に対して、都道府県とともにその脱炭素施策を実施することを営業

- 具体的な脱炭素施策について、以下の4項目のうち、1つ以上を満たしたものを想定（検討中）
 - 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電
 - 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導
 - 住宅・建築物の省エネ性能等の向上
 - ゼロカーボン・ドライブ
- 実施体制の構築に向けた検討についても併せて実施

- 都道府県、管内市町村、事業者その他の関係者が、その役割分担に応じて必要な取組を実施
- 金融機関、新電力、学術機関、農林水産業に関する団体等、地域の関係主体との連携協定を結び取組を進めていくなど、様々な主体が共同して具体的な取組を進めていくことを目指す

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援



地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援や計画実行支援等を行います。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に対して適正に配慮した再エネの導入を最大限推進するため、再エネ促進区域等の設定に係るゾーニング等への資金面での支援を行うとともに、具体的な案件形成を見据え、自治体・事業者・地域が再エネによる地域裨益策の検討ができるよう理解醸成等に係る支援を行う。

2. 事業内容

①風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

自治体による風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成等）に対する支援を行う。

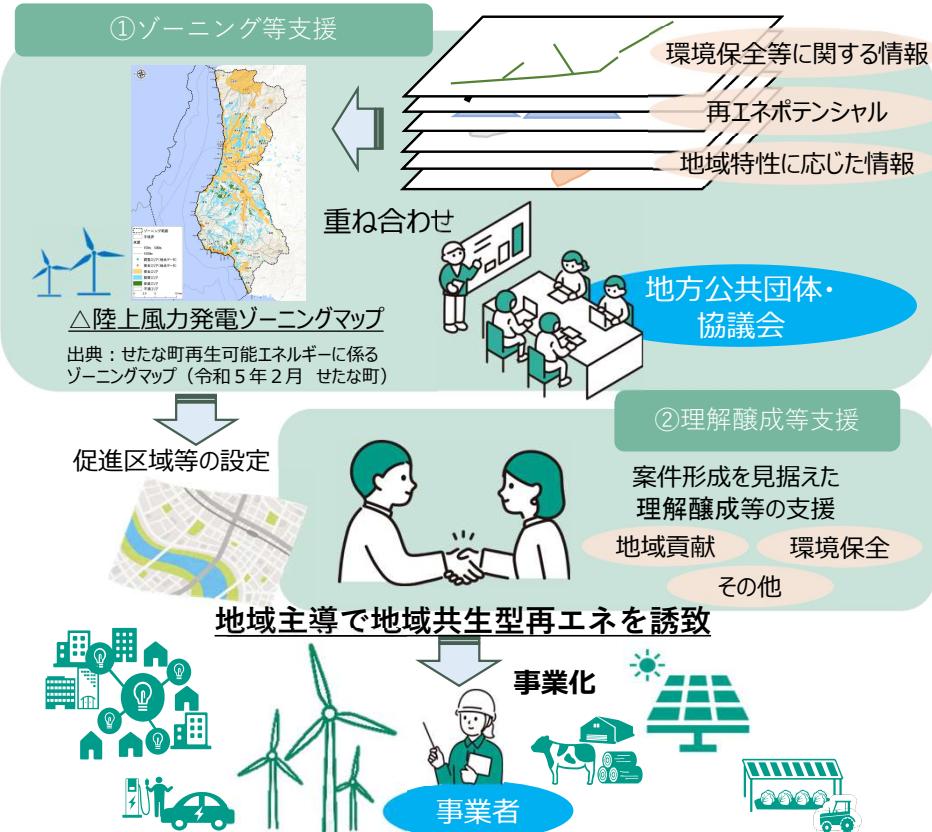
②地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の実施に係る伴走支援を行う。また、自治体・事業者・地域が再エネによる具体的な地域共生・地域裨益の取組を検討し、計画策定・実行できるよう、理解醸成（地域裨益の取組に係る自治体からの相談対応や情報提供、地域における勉強会の開催）等に係る支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助 3／4（上限2,500万円） ② 委託事業
- 補助・委託 ① 地方公共団体 ② 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ



地域共生型再エネの導入の推進

- 地方公共団体における地域の脱炭素化のためには、地域資源である再エネの活用が必要。その際、地域経済の活性化や災害に強い地域づくりなど、地域に裨益する再エネ事業とすることが重要。一方、環境影響等の再エネ事業に伴う地域トラブルも見られるなど、地域における合意形成や環境配慮が課題。
- これを踏まえ、温対法に基づく地方公共団体実行計画制度を拡充し、地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネを活用した「地域脱炭素化促進事業」を推進する仕組みを創設。地域の合意形成を円滑化しつつ、環境共生型の地域の脱炭素化を促進する。

地域共生型再エネ（例）

- 適正な環境配慮の確保と、地域の合意形成の推進
- 地域の住民・事業者が、積極的に事業に関与、連携
- 地域経済の活性化、防災などの社会課題の解決に貢献



地域資源を活用した再エネ事業による地域振興



公共施設を活用した再エネ導入

迷惑施設と捉えられる再エネ（例）

- 地域における合意形成が不十分なまま事業に着手
- 安全性が確保されず、自然環境・生活環境への適正な配慮が不足



傾斜地の崩壊が発生したため、法肩部分の架台が流出した事例



法面保護工が崩れて流出した事例

出典：いずれも、地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（NEDO）

地域脱炭素化促進事業制度 全体像 (R7.04.01~)

- 都道府県・市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み。
- 地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進。

制度全体のイメージ



都道府県・市町村：促進区域等の策定

都道府県・市町村が共同で、または市町村が単独で、住民や事業者等が参加する協議会を活用し、
 ● 再エネ事業に関する促進区域や、
 ● 再エネ事業に求める
 　・地域の環境保全のための取組
 　・地域の経済・社会の発展に資する取組
 を自らの計画に位置づける。

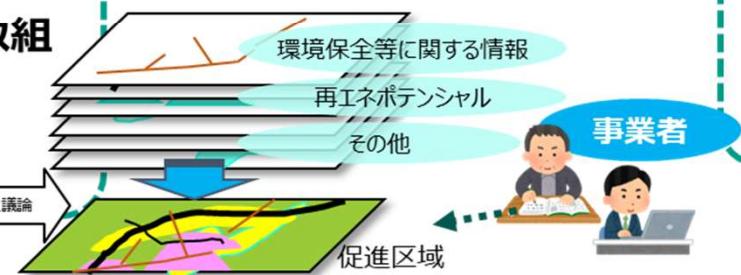
※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。



地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、
 地域自らが議論

事業者：事業計画の作成

事業者は、
 ● 協議会における合意形成を図りつつ、
 ● 都道府県・市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。



都道府県・市町村：事業計画の認定

都道府県または市町村は、事業計画の申請を受け、
 ● 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
 ● 都道府県・市町村の計画に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。

※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続等が不要に（ワンストップ化の特例）。

※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続が不要に。



地域に役立つ再エネ事業を誘致

(2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

①風力発電に係る再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

- 2030年度46%削減目標の達成や2050年脱炭素社会、2030年度地域共生型再エネ4.1GW、促進区域による立地促進0.6GW導入を実現するためには、適正に環境に配慮し、地域と共生する再エネを促進することが重要となっている。
- このため、地球温暖化対策推進法の改正により（令和3年度）、市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが設けられた。しかしながら、人員・財源・ノウハウ不足等を理由として、本制度を活用して地域共生型再エネの導入に取り組む自治体がまだ少ない状況。
- そこで本事業では、環境保全・社会的配慮に関する情報や再エネポテンシャルを踏まえた風力発電に係るゾーニングに関する情報収集等を支援することで、2050年脱炭素社会を見据えた再エネ導入に関する促進区域等の設定に向けた取組を促進する。

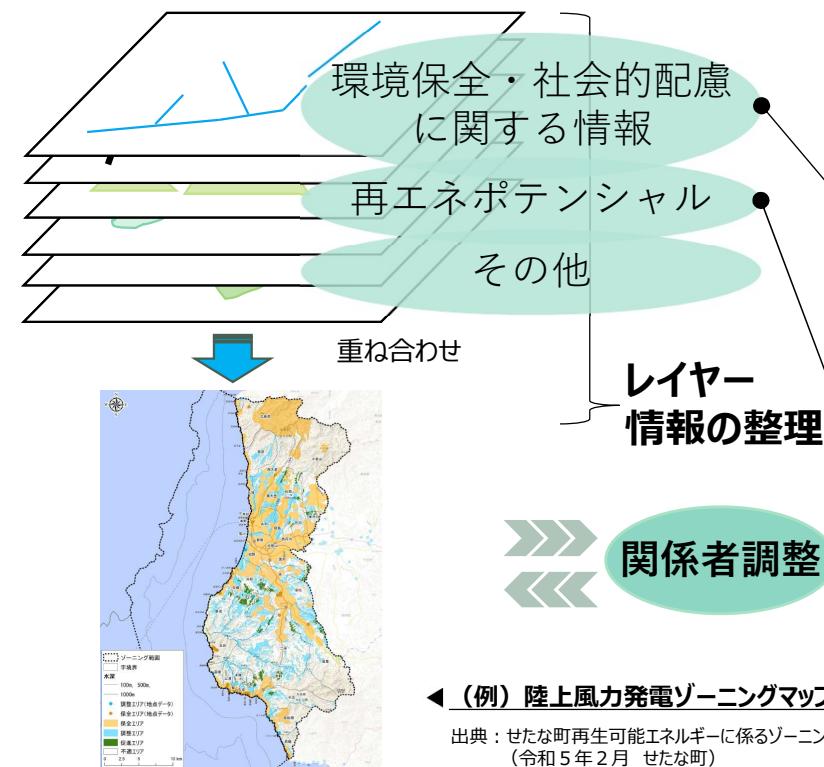
事業内容

▶ 風力発電に係るゾーニングに関する情報収集等

- 環境配慮事項、事業性等に係る情報の重ね合わせ
- 地域特有の環境配慮事項の追加的な現地調査

- I. 既存情報の収集
- II. 追加的環境調査等の実施
- III. 有識者、利害関係者、地域住民等の意見聴取
- IV. ゾーニングマップ案の作成

※事業の成果は地方公共団体実行計画（区域施策編）への反映（促進区域等の設定）が必須。



扱う情報

【国（環境省）の基準】
【都道府県基準】

- ・自然環境保全地域、砂防指定地、学校等

【市町村が考慮すべき事項】

- ・その他環境保全の観点から考慮が必要な事項
- ・社会的配慮の観点から考慮が必要な事項

【再エネポテンシャル】

- ・パネル設置可能面積、風況等

(参考) 新規事業によって実現が想定される具体的な事例



北海道せたな町

風力発電設備に係る促進区域の設定事例

せたな町では、無秩序な開発を抑制することを目的として、環境保全を優先するエリアと導入が可能なエリアとを明確化。自然環境条件、社会条件、事業性等の調査を踏まえて総合的に評価するとともに、「せたな町地域エネルギービジョン」における導入目標を見据えながら、ゾーニングの結果を促進区域にも反映し、地域での円滑な再エネ事業の導入を図った。



促進区域

陸上風力発電のゾーニングによる促進エリア及び調整エリア

地域の環境の保全のための取組

騒音、動植物の重要種・注目すべき生息地、景観等の観点から、ゾーニングマップのみでは情報が不足することから、事業計画を具体化する段階で特に配慮が必要となる事項を設定

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- ①「せたな町地域エネルギービジョン」(令和5年2月)に記載された「具体的な取組」の推進に協力すること。
- ②①を通じて、特に、地域脱炭素化促進施設から得られた電気の地産・地消の取組や、再エネ基金への寄付による町内の再エネ活用促進の取組を進めること。

地域の環境の保全のための取組記載例～風車の影～

事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車（ローター）直径の10倍の範囲において、周辺の住居、環境保全施設等の分布（窓の有無等）を調査したうえで、採用する風車規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度（風車の影がかかる可能性及びその時間等）に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。

出典：せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニング（令和5年2月）、せたな町 地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）（令和5年11月）、せたな町より提供

(2) ①風力発電に係る再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

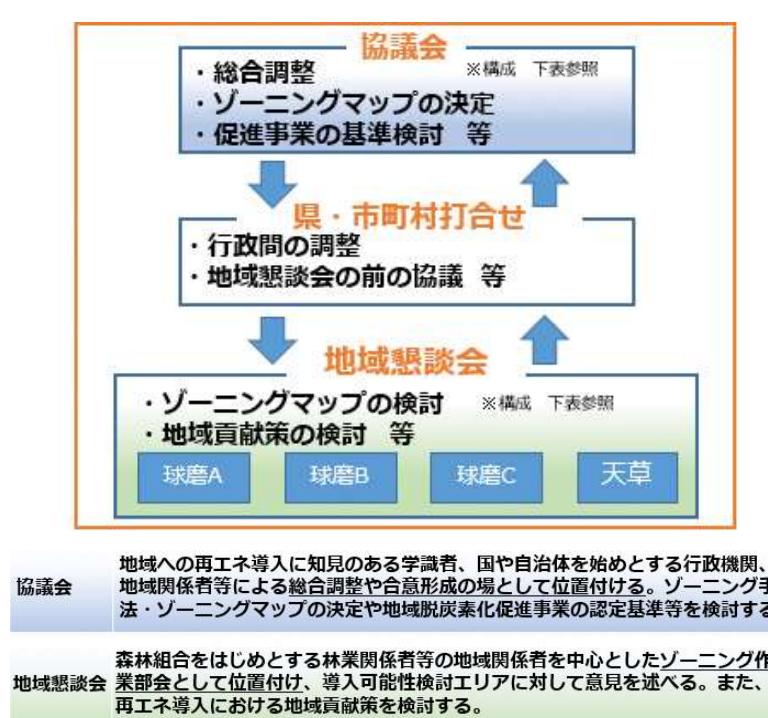


ゾーニング支援活用事例

熊本県

風力発電設備に係る都道府県による広域的ゾーニング事例

- 熊本県では、市町村が促進区域を円滑に設定できるよう、県が主体となりゾーニング調査を実施し、県の環境配慮基準の策定、地域ごとのゾーニングマップの作成、促進区域となり得る範囲の検討を行いました。
- さらに、地域ごとに、森林組合、自治会、商工会など地域関係者を中心とした地域懇談会を県と市町村で共同開催し、県が作成したゾーニングマップをもとに、再エネ導入や環境保全に関する意見交換を通じて、より具体的な促進区域となり得る範囲を検討しました。



出典：第3回 熊本県地域共生型陸上風力立地ゾーニング協議会資料（令和5年1月23日）